解散公告（第二回）

当法人は、責任役員会の決議により、平成二十六年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月三十一日

東京都大田区東矢口二丁目四番一一号

宗教法人扶桑教天心教会

清算人　杉山　和子

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十六年十月六日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月三十一日

沖縄県国頭郡東村字高江九八番地一

清算法人東村高江土地改良区

代表清算人　西銘　清

解散公告（第三回）

当組合は平成二十六年十月三日三重県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月三十一日

三重県桑名市大字桑部八三〇番地六

桑名市城山土地区画整理組合

清算人代表　小川　俊樹

公益信託斎藤六三郎記念数学教育助成基金平成二十六年度決算及び基金終了公告

一、事業概要

団体六件、個人八名に対し総額七百四十九万七千四百六十七円の助成金支給事業を行い、信託財産消滅により平成二十六年九月三十日終了した。

二、財産目録　平成二十六年九月三十日現在

資産合計　○円

負債合計　○円

正味信託財産　○円

平成二十六年十月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

公益信託斎藤六三郎記念数学教育助成基金

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

配当公告

神奈川県横浜市南区別所中里台三五―七横田レントハウスＡ号室、破産手続開始決定時の住所富山県砺波市栃上一九八番地

破産者　喜多　浩司

右の者に対する富山地方裁判所高岡支部平成二十五年（フ）第八二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当の手続きに参加することができる金額

金七三二、三一〇、一九六円

一、配当することができる金額

金一六、二六一、七五九円

平成二十六年十月三十一日

富山県高岡市中川本町一番一二号

破産管財人　樋爪　勇

配当公告

富山県砺波市頼成二七九番地

破産者　株式会社新砺運輸

右の者に対する富山地方裁判所高岡支部平成二十五年（フ）第六六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当の手続きに参加することができる金額

金七九〇、四三二、四三七円

一、配当することができる金額

金七九、九二五、九六一円

平成二十六年十月三十一日

富山県高岡市中川本町一番一二号

破産管財人　樋爪　勇

配当公告

岡山県倉敷市下津井一丁目一二番一七号

破産者　田中　進

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十五年（フ）第四七八号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九〇、七一八、〇八三円

一、配当することのできる金額

金三三、三二五、三三九円

平成二十六年十月三十一日

岡山市北区南方一丁目二番二四号安田寛法律事務所

破産管財人　安田　寛

配当公告

香川県高松市小村町二二四番地二

破産者　大川運送株式会社

右の者に対する高松地方裁判所平成二十四年（フ）第二六二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四〇八、九〇四、七五三円

一、配当することのできる金額

金一五七、四三九、八六二円

平成二十六年十月三十一日

香川県高松市寿町一丁目三番二号　高松第一生命ビル五階　中村秀樹法律事務所

破産管財人　弁護士　中村　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都西東京市田無町二丁目五六八番地、最後の住所東京都西東京市田無町三丁目五番一五号藤原方　被相続人　亡　川口　桂次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十一日

事務所東京都調布市小島町二丁目四五番地　二二ワイズビル三〇一調布くすのき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区東上野一丁目一一番地、最後の住所東京都台東区東上野一丁目四番一号

被相続人　亡　横川富士子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十一日

事務所東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Ａみつば総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安藤　真一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区矢来町九四番地、最後の住所神奈川県中郡二宮町緑が丘三丁目五番地の一八

被相続人　亡　柳澤　多江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十一日

神奈川県小田原市本町一―四―七朝日生命小田原ビル四〇二おだわら総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤嶋　崇友

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県射水市作道二〇八一番地、最後の住所富山県射水市作道一九六五番地、

被相続人　亡　奥野　忠正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十一日

富山県高岡市中川上町一〇番一四号　ソーラービル三階Ａ室

相続財産管理人　弁護士　片岡　長司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市北区三ヶ日町大崎一四九〇番地、最後の住所愛知県新城市字宮ノ西三九番地五

被相続人　亡　坪井登美枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十一日

愛知県豊橋市前田中町八番地の二四

相続財産管理人弁護士　河邊　伸泰

第33期決算公告

平成26年10月31日

山形県東田川郡庄内町余目字滑石55番地1

株式会社エス・キャリー

代表取締役社長　渡會　修

貸借対照表の要旨

（平成26年8月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	45,118
	固定資産	17,948
	繰延資産	400
	合計	63,466
負債及び純資産の部	流動負債	28,449
	固定負債	26,762
	株主資本	8,255
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,744
	その他利益剰余金	△1,744
	（うち当期純利益）	(270)
	合計	63,466